

輪島市監査公表第16号

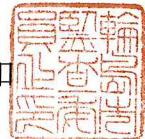
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月6日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年11月7日（水） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 健康推進課は市民の健康増進やその指導、子宝支援も含めた母子保健事業の推進、また高齢者の健康・生きがいづくり事業や生活支援施策を行っている。更に、そのバックグラウンドである介護保険の運営、高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」の業務など市民の各世代にわたる各種事業を積極的に行ってることを確認した。
- 魅力ある様々な事業を着実に推進するには適切な財務管理が重要である。各事業者間と交わす委託契約書の内容の精査、完了報告書、請求書等の検収、早期の支払い実施を行うとともに、事業の進捗状況を常に把握することで適切な予算管理に努めていただきたい。
- 本年度は、生活支援体制整備事業の推進、自殺対策計画の策定、更に要援護者台帳の整備など新たな事業にも積極的に推進していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。